



安心住宅みらいえ 引渡し後リフォーム施工中検査申込書

株式会社 安心住宅みらいえ 御中

申込日 年 月 日

■ 以下の引渡し後リフォーム施工中検査を申込みます

1. 必ずご記入ください

受付番号 <small>(検査時に取得した番号です)</small>	—
--	---

2. 必ずご記入ください

検査申込者 お名前	フリガナ		
ご住所	〒		
ご連絡先	TEL :	携帯 :	
	FAX :	e-mail :	

3. 必ずご記入ください ※現況検査時に敷地内及び建物内部に入り、検査を行いますので、必ず所有者様に検査の承諾を得てください。

検査対象住宅 所有者	フリガナ	<input type="checkbox"/> 入居中	<input type="checkbox"/> 空室
検査対象住宅 所在地	〒	マンション名・部屋番号 (マンションの場合)	

4. わかる範囲でご記入ください

通電・開栓状態	電気	<input type="checkbox"/> 使用可能状態	<input type="checkbox"/> 遮断中	<input type="checkbox"/> 遮断中のため通電手配を行う	
	ガス	<input type="checkbox"/> 使用可能状態	<input type="checkbox"/> 閉栓中	<input type="checkbox"/> 閉栓中のため開栓手配を行う	<input type="checkbox"/> なし
	水道	<input type="checkbox"/> 使用可能状態	<input type="checkbox"/> 閉栓中	<input type="checkbox"/> 閉栓中のため開栓手配を行う	

5. 必ずご記入ください

検査希望日	第1希望	月 日	何時でも良い	<input type="checkbox"/> 午前 (10~12時)	<input type="checkbox"/> 午後 (13~15時)	<input type="checkbox"/> 午後 (15~17時)
	第2希望	月 日	何時でも良い	<input type="checkbox"/> 午前 (10~12時)	<input type="checkbox"/> 午後 (13~15時)	<input type="checkbox"/> 午後 (15~17時)
同行者氏名	<input type="checkbox"/> 検査申込者に同じ	<input type="checkbox"/> 他 お名前 :		電話 :		

6. ご確認ください

施工中検査までに 必要な書類	<input type="checkbox"/>	リフォーム工事概要申告書	お申し込み後弊社より書式をお送りします。
	<input type="checkbox"/>	保証および保険契約に関する覚書 (2部) ※原本を返送	
	<input type="checkbox"/>	リフォーム工事見積書	
	<input type="checkbox"/>	リフォーム工事請負契約書	
	<input type="checkbox"/>	リフォーム工事注文書・請書	
	<input type="checkbox"/>	リフォーム工事に係る平面図・立面図等工事内容がわかる図面	

★以下、記入不要です

保険法人検査員		携帯番号	
---------	--	------	--

株式会社 安心住宅みらいえ 〒 252-0318 神奈川県相模原市南区上鶴間本町4-52-30 岩井ビル3階 TEL : 042-767-5442 FAX : 042-767-5443 e-mail : info@c-miraie.com

受付番号	—	担当	
建物検査料金		受付	
検査機関			

検査のお申し込みに関し特にご注意いただきたい事項

「安心住宅みらいえ」にお申し込みいただき、誠にありがとうございます。
お申し込みいただきました住宅の検査に関しまして、お申込者様には、次の事項につきご注意いただきたく、ご確認の程よろしくお願い申し上げます。

引渡し後リフォーム検査について

1. 検査料のお支払

検査料は、当社所定の期日までにお支払い願います。お支払いのない場合、当社はこの検査のお申し込みを取り消すこと、または当該期日以後の現場検査を実施しないことができます。

2. 検査について

1) 取扱い保険法人は㈱ハウスシーメンとなります。
2) 事前インスペクション適合物件に保証を付け、引渡し後にリフォームした場合、リフォーム箇所は保証対象外となりますが、引渡し後リフォーム型の保証に申込みすることで保証が付けられます。その場合、必ずリフォーム工事検査をお受けください。検査に適合後、引渡日に遡り保証は開始されます。また、事前インスペクション不適合物件を、引渡し後にリフォームした場合の保証開始は、リフォーム工事検査適合後です。
3) 引渡し後リフォームの保険付保証証明書はローン減税に使用することが出来ます。詳しくはお問い合わせください。
4) 構造耐力上主要な部分をリフォームする場合は、対象リフォーム工事の内容により耐震診断書、構造計算書等が必要になる場合があります。
5) 基本構造部・防水層の新設、撤去がある場合、弊社のリフォーム工事検査は2回となります。リフォーム工事検査料にはハウスシーメン現場検査料が含まれております。
6) 当社は瑕疵や劣化について発見の可否に関わらず修補や交換の責任は負いません。但し業務に関して当社に過失がある場合は、申込金額の範囲内において賠償責任に応じます。

3. かし保証の保証書について

当社は、下記の書類に不備がないことを確認し、次の2点を条件に保証書を交付します。

《必要書類》

- ①各申込書
- ②対象住宅の売買契約書（写し）
- ③契約内容確認シート
- ④リフォーム工事完了確認書
- ⑤リフォーム工事概要申告書
- ⑥保証および保険契約に関する覚書
- ⑦リフォーム工事見積書（写し）
- ⑧リフォーム工事請負契約書（写し）
- ⑨リフォーム工事注文書・請書（写し）
- ⑩売買住宅に関する保証書
- ⑪その他、当社が提出を依頼する書類

- 1) 対象リフォーム工事（不適合部分の補修を含む）の施工状況検査に適合と判定後に保証書を交付します。
- 2) 保証料と施工状況検査料の全額をすでにお支払いいただいていること。

《個人情報の取り扱い》

当社は、取得した個人情報を次のとおり取り扱います。

1. 個人情報の利用目的

当社の営む次の業務の実施並びに取扱商品サービス（関連会社または提携会社を取り扱う商品およびサービスを含みます）のご案内またはご提供等に利用します。

- ・既存住宅瑕疵保証業務
- ・建築確認検査業務
- ・構造計算適合性判定業務
- ・住宅瑕疵担保責任保険業務
- ・住宅性能表示性能に基づく住宅性能評価業務
- ・（独）住宅金融支援機構 住宅適合証明検査業務
- ・その他住宅の検査または審査・評価・証明業務

2. 個人情報の第三者への提供

次の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に提供しません。

- ・法令に基づく場合
- ・人の生命、身体または財産保護のために必要な場合
- ・当社グループ会社（提携会社）との間で共同利用を行う場合
- ・個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内において業務委託先、

《反社会勢力の排除》

当社は、申込者もしくは受益者が、暴力団関係者、関係企業またはその他の反社会的勢力に該当する場合、引き受けの拒否または既に引き受けられたものの取り消しをすることができます。

《指定紛争処理機関》

保証に加入した住宅の事故に関する保険金支払いに関して、保険人と紛争が生じた場合の紛争処理機関は「一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会審査会」です。

【審査を請求するための条件】

- ・事故を通知した日から原則2カ月を経過していること
- ・保険協会審査会への申請料50,000円（消費税別）を負担すること【連絡先】
一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会審査会窓口
TEL 03-3580-0338

《管轄裁判所》

申込にもとづく契約に関する訴訟は、横浜地方裁判所を管轄裁判所とします。